

## 霞ヶ浦の保全と防災に関する緊急の要望への 茨城県知事からの回答について

霞ヶ浦流域に降下した放射性物質は、現在56本ある流入河川へ集まり徐々に霞ヶ浦へと移動しつつあると考えられる。この状態を放置し続ければ近い将来霞ヶ浦に放射性物質が集積し取り返しのつかない事態が生じる恐れがあり、一刻も早く対策を講じる必要があることから、今回緊急の要望を茨城県知事に行った。

しかし、回答期日を過ぎてから送られてきた回答書を見て、その内容に愕然とした。茨城県には霞ヶ浦の保全やそれに伴う県民の命と健康を守らなければならないという意識が全く欠如しており、国任せの主体性の無さ、やる気の無さ、無責任さが露呈しており、このまま県に任せておいては深刻な事態を回避できないことが明らかになった。責任の所在が不明確なまま初動が遅れ、取り返しのつかない事態を招いた原発事故の教訓がまったくいかされていない。

### 回答1、2について。

県は環境省が霞ヶ浦流域で行っている放射性物質調査で対応できるとしているが、環境省が行っている調査は流入河川56本の内の24本で、しかも1河川あたり1カ所しか調査していない。これで実態が把握できるなどとは到底考えられない。

霞ヶ浦と同様に流入河川からの放射性物質の流入が懸念されている東京湾については、東京都が流入河川でのより詳細な調査を行う方針を示しているが、茨城県の姿勢とは対照的である。しかも、霞ヶ浦の流入河川では東京湾の流入河川の底泥から検出された数倍の放射性物質が検出されている。

東京湾の将来の汚染が心配され、東京都が本腰を入れて対策に取り組もうとしているのに、茨城県は主体的な取り組みをいっさい行おうとしていない。霞ヶ浦の場合は東京湾とは比較にならないくらい影響が深刻である。なぜなら、東京湾の水を水道水や農業用水として利用している人はいないからだ。

霞ヶ浦に放射性物質の集積が起きてしまった場合、茨城県全体への影響は計り知れない。今は全力で調査を行い実態を把握した上で、効率的な除染を繰り返す。

返し実施し、湖への放射性物質の集積を未然に防ぐしかない。

### 回答 3 について。

まず、これまで述べてきたように環境省の調査をいくら注視しても、汚染の実態は把握できない。全流入河川 56 本での詳細な調査が必要だ。

霞ヶ浦には大型の流入河川は無く、いずれも大半が川幅数メートルの中小河川である。これらの河川で汚染箇所（ホットスポット）を洗い出し、底泥の浚渫を行うことは技術的にも十分可能である。このような浚渫を実施していけば、霞ヶ浦への流入を抑えることができる。

### 回答 4 について。

逆水門の完全閉鎖は、1973 年茨城県知事の指示によって実施された。したがって、県はアサザ基金からの要望をただ国交省に伝えるだけではなく、自ら水門の開放を申し入れるべきである。

### 回答 5 について。

霞ヶ浦で実施されている水位上昇管理は、水利権の 8 割を持つ茨城県の強い申し入れによって実施されていると、国交省関係者から聞いている。水余りが生じ水位上昇管理を行う必要が無いにも関わらず、いたずらに水利権者の権利を主張し国交省に水位を上げさせ、直下型地震による湖周辺住民への被害の拡大を助長するような姿勢を早急に改めるべきである。

したがって、回答 4 への見解同様に、県は県民の命と暮らしを守るために、自らが国交省に申し入れ、水位上昇管理を即刻中止するよう求めるべきである。

なお、昨年の大震災によって霞ヶ浦周辺で生じた液状化による被害についても、同時期に国交省が湖水位上昇管理を行っていたことによる周辺地域での地下水位上昇との因果関係について早急に調査を行うべきである。

### 回答 6 について。

霞ヶ浦流域での広域かつ長期のモニタリングには、行政と県民の協働の取り組みが必要である。しかし、県は県民からのこのような提案をまったく無視した回答を返してきた。

柏市等では、行政と市民、大学が協働体制をとり、地域ぐるみでの除染に取り組む動きが出ているが、茨城県の姿勢は正反対である。

霞ヶ浦流域には、茨城大学や筑波大学、研究学園都市の研究機関などが集積している。社会がそれらの専門知識や技術を求めているときに、これらの研究者も茨城県と同様に傍観者として振る舞うのか、多くの県民が注視している。アサザ基金は、これらの大学や研究機関に直接協力を申し入れる予定である。

### 今後の対応について。

今回の茨城県知事からの回答を見て、県の無責任さややる気の無さは明らかであり、このまま行政の対応をあてにしているのは、取り返しの付かない事態が想定される。そこで、私たちは独自に流入河川の実態調査を行うために、広く協力を呼びかけ、市民による調査を検討している。

これまで、流域の生協や農業団体等から協力したいという申し出があった。今後より多くの市民や組織、専門家に協力を呼びかけ、汚染の実態を明らかにし、行政に対して速やかな対策を求めていきたい。

2012年2月20日

NPO 法人アサザ基金  
代表理事 飯島 博

連絡先 アサザ基金事務局 でんわ 029-871-7166